

第33号議案

学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区立幼稚園
文京区立小学校
文京区立中学校

学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月 日

文京区教育委員会

第二十二條を第二十三條とし、第十條から第二十一條までを一條ずつ繰り下げ、第九條の次に次の一條を加える。

（障害を理由とする差別の禁止）

第十條 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）を理由として、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（以下「障害者」という。）と障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、その社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

別記様式第五号中「（第8條、第15條、第16條関係）」を「（第8條、第16條、第17條関係）」に改

める。

別記様式第六号中「(第8条、第15条、第16条関係)」を「(第8条、第16条、第17条関係)」に改める。

別記様式第七号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

別記様式第八号中「(第18条関係)」を「(第19条関係)」に改める。

付 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校職員服務取扱規程 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第九条 （略）</p> <p><u>（障害を理由とする差別の禁止）</u></p> <p><u>第十条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）を理由として、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（以下「障害者」という。）と障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。</u></p> <p><u>2 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、その社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</u></p> <p><u>第十一条～第二十三条</u> （略）</p> <p>別記様式第一号～第四号 （略）</p> <p>別記様式第五号（第八条、<u>第十六条</u>、<u>第十七条</u>関係） （略）</p> <p>別記様式第六号（第八条、<u>第十六条</u>、<u>第十七条</u>関係） （略）</p> <p>別記様式第七号（<u>第十三条</u>関係） （略）</p> <p>別記様式第八号（<u>第十九条</u>関係） （略）</p> <p>付 則</p> <p><u>この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条～第九条 （略）</p> <p><u>第十条～第二十三条</u> （略）</p> <p>別記様式第一号～第四号 （略）</p> <p>別記様式第五号（第八条、<u>第十五条</u>、<u>第十六条</u>関係） （略）</p> <p>別記様式第六号（第八条、<u>第十五条</u>、<u>第十六条</u>関係） （略）</p> <p>別記様式第七号（<u>第十二条</u>関係） （略）</p> <p>別記様式第八号（<u>第十八条</u>関係） （略）</p>